

0～2歳児の保育料について、第2子無償化がはじまります

令和6年9月から

認可保育施設の0～2歳児クラスに在籍している第2子以降の保育料が無償になります

現 行

<多子軽減の所得制限>

年収約360万円以上の場合、
小学生以上はカウント対象外

<第2子の保育料>

第2子は半額(第3子以降は無償)

令和6年9月以降

所得制限を撤廃し、
小学生以上もカウント

第2子以降は無償



保護者からの **手続き不要**

9月から保育料が変更となる方は、
決定通知書を8月下旬に送付します

障がいのある子どもが通う児童発達支援施設の利用者負担額についても、同様に無償化を実施します

こちらは、**保護者からの手続きが必要**となります

7月下旬に申請書類を送付していますので、8月30日(金曜日)までに各区役所に提出してください